

盛岡広域振興局長告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成29年3月7日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
東北自動車道矢巾スマートインターチェンジ上り 線料金所～一般県道不動盛岡線	250	9.5	平成29年2月22日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。